別紙

令和８年熊本地震被災医療施設等災害復旧費補助金交付要綱

（通則）

１　令和８年熊本地震被災医療施設等災害復旧費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成１２年厚生省労働省令第６号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の対象：直接補助事業）

２　この補助金は、直接補助事業の場合においては、次に掲げる施設であって令和８年熊本地震により被害を受けた熊本県内の施設の災害復旧に関し、厚生労働大臣に協議して、令和８年熊本地震被災医療施設等災害復旧費実地調査要領（令和８年１１月４日会発１１０４第１号）に基づき承認を得た災害復旧事業に要する費用を交付の対象とする。

（１）医療機関施設

ア　公的医療機関施設

都道府県、市町村若しくは地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８４条第１項に規定する一部事務組合（以下「市町村等」という。）、国民健康保険団体連合会若しくは国民健康保険法施行法（昭和３３年法律第１９３号）第２条の規定により国民健康保険を行う普通国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会又は社会福祉法人北海道社会事業協会の設置する病院及び診療所

イ　へき地診療所

平成１３年５月１６日医政発第５２９号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業について」（以下「へき地保健医療対策実施要綱」という。）に基づき、都道府県、市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生活協同組合及びその他厚生労働大臣が認める者の設置するへき地診療所（医師及び看護師住宅を含む。）

ウ　政策医療実施機関施設（公的医療機関施設を除く。）

（ア）救命救急センター

昭和５２年７月６日医発第６９２号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」（以下「救急医療対策事業実施要綱」という。）に基づき、都道府県知事の要請を受けた病院の開設者の設置する救命救急センター（国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第１項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）若しくは国立大学法人（国立大学法人法(平成１５年法律第１１２号）第２条第１項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）又は医療法（昭和２３年法律第２０５号）第７条の２第１項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

（イ）病院群輪番制病院及び共同利用型病院

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、都道府県知事又は市町村長若しくは地方自治法第２８４条第１項に規定する一部事務組合の管理者の要請を受けた病院の開設者の設置する病院群輪番制病院及び共同利用型病院（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第７条の２第１項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

（ウ）救急告示病院

救急病院等を定める省令（昭和３９年厚生省令第８号）第２条に基づき、都道府県知事が認定した救急病院であって、令和５年３月３１日医政発０３３１第１６号厚生労働省医政局長通知「医療計画について」に基づき、都道府県が定める医療計画において、第二次救急医療を実施している病院（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第７条の２第１項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

（エ）在宅当番医制病院

災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用市町村に所在する病院であって、地方公共団体の委託等により地区医師会毎に在宅当番により休日・夜間における診療等を実施している病院（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第７条の２第１項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

（オ）在宅当番医制診療所

災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用市町村に所在する診療所であって、地方公共団体の委託等により地区医師会毎に在宅当番により休日・夜間における診療等を実施している診療所（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第７条の２第１項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

（カ）在宅当番医制歯科診療所

災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用市町村に所在する歯科診療所であって、地方公共団体の委託等により地区歯科医師会毎に在宅当番により休日・夜間における歯科診療を実施している歯科診療所（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第７条の２第１項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

（キ）休日夜間急患センター

災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用市町村に所在する休日夜間急患センターであって、「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、市町村が行う（委託を含む）休日夜間急患センター（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第７条の２第１項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

（ク）休日等歯科診療所

災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用市町村に所在する歯科診療所であって、地方公共団体が休日・夜間における診療又は心身障害者（児）に対する診療を行う（地方公共団体からの委託等により行う場合を含む）歯科診療所（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第７条の２第１項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

（ケ）時間外診療実施診療所

災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用市町村に所在する診療所であって、令和８年３月５日保医発０３０５第７号厚生労働省保険局医療課長及び同局歯科医療管理官通知「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」により、時間外対応加算１、２及び３に関する施設基準の届出を地方厚生（支）局に行っている診療所（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第７条の２第１項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

（コ）災害拠点病院

平成２１年３月３０日医政発第０３３０００７号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」に基づき、都道府県又は都道府県知事の要請を受けた災害拠点病院で厚生労働大臣が適当と認める開設者の設置する災害拠点病院（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第７条の２第１項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

（サ）へき地医療拠点病院

「へき地保健医療対策実施要綱」に基づき、都道府県知事の指定を受けた病院の開設者の設置するへき地医療拠点病院（国、独立行政法人若しくは国

立大学法人又は医療法第７条の２第１項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

（シ）周産期母子医療センター

平成２２年１月２６日医政発０１２６第１号厚生労働省医政局長通知「周産期医療の確保について」の別添２「周産期医療体制整備指針」に基づき、都道府県が指定する総合周産期母子医療センター又は認定する地域周産期母子医療センター（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第７条の２第１項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

（ス）小児救急医療拠点病院

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、都道府県又は都道府県知事の要請を受けた病院の開設者の設置する小児救急医療拠点病院（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第７条の２第１項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

（セ）在宅医療実施病院

令和５年３月３１日医政発０３３１第１６号厚生労働省医政局長通知「医療計画について」に基づき、都道府県が定める医療計画において、居宅等における医療（在宅医療）を実施している病院（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第７条の２第１項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

（ソ）在宅医療実施診療所

令和５年３月３１日医政発０３３１第１６号厚生労働省医政局長通知「医療計画について」に基づき、都道府県が定める医療計画において、居宅等における医療（在宅医療）を実施している診療所（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第７条の２第１項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

（タ）在宅医療実施歯科診療所

令和５年３月３１日医政発０３３１第１６号厚生労働省医政局長通知「医療計画について」に基づき、都道府県が定める医療計画において、居宅等における医療（在宅医療）を実施している歯科診療所（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第７条の２第１項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

（チ）がん医療実施診療所

令和５年３月３１日医政発０３３１第１６号厚生労働省医政局長通知「医

療計画について」に基づき、都道府県が定める医療計画において、がん医療を実施している診療所（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第７条の２第１項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

（ツ）脳卒中医療実施病院

令和５年３月３１日医政発０３３１第１６号厚生労働省医政局長通知「医療計画について」に基づき、都道府県が定める医療計画において、脳卒中医療を実施している病院（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第７条の２第１項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

（テ）腎移植施設

昭和５５年１１月４日医発第１１０５号厚生省医務局長通知「腎移植施設の整備事業について」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者の設置する腎移植施設（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第７条の２第１項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

（ト）老人デイケア施設

昭和５７年１月２２日医発第８５号厚生省医務局長通知「老人デイケア施設の整備事業について」に基づき、厚生労働大臣が指定する者の設置する老人デイケア施設（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第７条の２第１項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

（ナ）共同利用施設

昭和５９年１０月２５日健政発第２６３号厚生省健康政策局長通知「共同利用施設及び地域医療研修センターの整備について」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者の設置する共同利用施設（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第７条の２第１項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

エ　その他

（ア）精神科病院

（イ）精神科デイ・ケア施設（病院併設の老人性認知症疾患デイ・ケア施設を含む。以下同じ。）

（２）医療関係者養成所施設

ア　看護師等養成所

都道府県、市町村等、日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、私立学校法（昭和２４年法律第２７０号）第３条

の規定により設立された法人（以下「学校法人」という。）若しくは同法第６４条第４項の規定により設立された法人（以下「準学校法人」という。）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成１８年法律第４９号）第２条の規定により認定を受けた公益法人及び旧民法第３４条の規定により設立された法人（以下「旧民法法人等」という。）又は医療法第３９条の規定により設立された法人（以下「医療法人」という。）の設置する保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）第１９条、第２０条、第２１条又は第２２条の規定による指定を受けることのできる保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校及び養成所（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校を除く。ただし、旧民法法人等又は医療法人の設置するものにあっては、同法第１２４条に規定する専修学校又は同法第１３４条に規定する各種学校の認可を受けることのできるものに限る。（なお、助産師養成所及び看護師養成所２年課程（通信制）にあってはこの限りではない。））

イ　理学療法士等養成所

都道府県、市町村等、日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、学校法人若しくは準学校法人、旧民法法人等又は医療法人の設置する理学療法士及び作業療法士法（昭和４０年法律第１３７号）第１１条又は第１２条の規定による指定を受けることのできる理学療法士又は作業療法士の学校及び養成所（学校教育法第１条に規定する学校を除く。ただし、旧民法法人等又は医療法人の設置するものにあっては、同法第１２４条に規定する専修学校又は同法第１３４条に規定する各種学校の認可を受けることのできるものに限る。）

ウ　救急救命士養成所

都道府県、市町村等、日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、学校法人若しくは準学校法人、旧民法法人等又は医療法人の設置する救急救命士法（平成３年法律第３６号）第３４条の規定による指定を受けることのできる救急救命士の学校及び養成所（学校教育法第１条に規定する学校を除く。ただし、旧民法法人等又は医療法人の設置するものにあっては、同法第１２４条に規定する専修学校又は同法第１３４条に規定する各種学校の認可を受けることのできるものに限る。）

エ　歯科衛生士養成所

都道府県、市町村等、日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、学校法人若しくは準学校法人、旧民法法人等又は

医療法人の設置する歯科衛生士法（昭和２３年法律第２０４号）第１２条の規定による指定を受けることのできる歯科衛生士の学校及び養成所（学校教育法第１条に規定する学校を除く。ただし、旧民法法人等又は医療法人の設置するものにあっては、同法第１２４条に規定する専修学校又は同法第１３４条に規定する各種学校の認可を受けることのできるものに限る。）

（３）研修施設

ア　地域医療研修センター

平成１０年６月１１日健政発第７２８号厚生省健康政策局長通知「地域医療研修施設の整備について」に基づき、医科大学若しくは大学医学部の附属病院（国立大学法人の開設したものを除く。以下同じ。）又は臨床研修病院（営利法人又は個人の設立した病院を除く。）の開設者の設置する地域医療研修センター

イ　研修医のための研修施設

平成６年６月２３日健政発第４９５号厚生省健康政策局長通知「研修医のための研修施設整備事業の実施について」に基づき、医科大学若しくは大学医学部の附属病院、歯科大学若しくは大学歯学部の附属病院（国立大学法人の開設したものを除く。）又は臨床研修病院の開設者の設置する研修医のための研修施設

（４）病院内保育所

日本赤十字社、社会福祉法人、全国厚生農業協同組合連合会、健康保険組合若しくはその連合会、国民健康保険団体連合会若しくは国民健康保険組合、共済組合若しくはその連合会、公益法人、一般社団法人、一般財団法人又は医療法人等の設置する病院内保育所

（５）看護師宿舎

都道府県、市町村等、日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会又は厚生労働大臣が適当と認める者の設置する看護師宿舎

（６）救急医療情報センター

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、都道府県の設置する救急医療情報センター

（交付の対象：間接補助事業）

３　この補助金は、間接補助事業の場合においては、次に掲げる施設であって、令

和８年熊本地震により被害を受けた施設の災害復旧に関し、厚生労働大臣に協議して、令和８年熊本地震被災医療施設等災害復旧費実地調査要領（令和８年１１月４日会発１１０４第１号）に基づき承認を得た災害復旧事業に要する費用を交付の対象とする。

なお、２で定める事業の対象施設であっても、その選択により本項で定める事業を実施することができる。

（１）別表１又は別表３に定める中小認定医療機関等が実施する災害復旧事業

・厚生労働大臣が適当と認める者が行う中小認定医療機関等災害復旧事業に対して熊本県が補助する事業

（２）別表１又は別表３に定める中堅認定医療機関等が実施する災害復旧事業

・厚生労働大臣が適当と認める者が行う中堅認定医療機関等災害復旧事業に対して熊本県が補助する事業

（３）中小認定医療機関等のうち、別表２に定める要件を満たす医療機関等（以下「特定被災中小認定医療機関等」という。）が実施する災害復旧事業

・厚生労働大臣が適当と認める者が行う特定被災中小認定医療機関等災害復旧事業に対して熊本県が補助する事業

（４）中堅認定医療機関等のうち、別表２に定める要件を満たす医療機関等（以下「特定被災中堅認定医療機関等」という。）が実施する災害復旧事業

・厚生労働大臣が適当と認める者が行う特定被災中堅認定医療機関等災害復旧事業に対して熊本県が補助する事業

（交付額の算定方法：直接補助）

４　この補助金の交付額は、直接補助事業の場合、次により算出された額とする。ただし、施設ごとに算出された額が１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（１）別表４の第１欄に定める区分ごとに、同表の第２欄に定める基準額と第３欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

（２）（１）により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表４の第４欄に規定する補助率を乗じて得た額を交付額とする。

（交付額の算定方法及び補助上限：間接補助）

５　この補助金の交付額は、間接補助事業の場合、次の（１）から（４）により算出された額の合計額とする。ただし、施設ごとに算出された額が１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（１）中小認定医療機関等又は特定被災相当の中小認定医療機関等が実施する災害

復旧事業

厚生労働大臣が適当と認める者が行う事業に対して熊本県が補助する事業

a　別表５の第２欄に定める基準額と第３欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない方の額を選定する。

b　a により選定された額に４分の３を乗じて得た額と都道府県が補助する額と第５欄の上限額とを比較して最も少ない方の額に第４欄の補助率を乗じて得た額を交付額とする。

（２）中堅認定医療機関等又は特定被災相当の中堅認定医療機関等が実施する災害復旧事業

厚生労働大臣が適当と認める者が行う事業に対して熊本県が補助する事業

a　別表５の第２欄に定める基準額と第３欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない方の額を選定する。

b　a により選定された額に２分の１を乗じて得た額と都道府県が補助する額と第５欄の上限額とを比較して最も少ない方の額に第４欄の補助率を乗じて得た額を交付額とする。

（３）特定被災中小医療機関等が実施する災害復旧事業

厚生労働大臣が適当と認める者が行う事業に対して熊本県が補助する事業

a　別表６の第２欄に定める基準額の①と②の合計額と第３欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない方の額を選定する。

b-1　a により選定された額が第２欄の基準額の①以下の場合、a により選定された額と都道府県が補助する額と第５欄の上限額の①とを比較して最も少ない方の額に第４欄の補助率を乗じて得た額を交付額とする。

b-2　a により選定された額が第２欄の基準額の①を超える場合、第２欄の基準額の①の額と都道府県が補助する額と第５欄の上限額の①とを比較して最も少ない方の額と、a により選定された額から第２欄の基準額の①の額を除した額に４分の３を乗じて得た額と都道府県が補助する額から第２欄の基準額の①の額を除した額（ただし、０を下回る場合は０とする）と第５欄の上限額の②とを比較して最も少ない方の額との合計額に第４欄の補助率を乗じて得た額を交付額とする。

（４）特定被災中堅医療機関等が実施する災害復旧事業

厚生労働大臣が適当と認める者が行う事業に対して熊本県が補助する事業

a　別表６の第２欄に定める基準額の①と②の合計額と第３欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない方の額を選定する。

b-1　ａにより選定された額が第２欄の基準額の①以下の場合、ａにより選定された額と都道府県が補助する額と第５欄の上限額の①とを比較して最も少ない方の額に第４欄の補助率を乗じて得た額を交付額とする。

b-2　ａにより選定された額が第２欄の基準額の①を超える場合、第２欄の基準額の①の額と都道府県が補助する額と第５欄の上限額の①とを比較して最も少ない方の額と、ａ により選定された額から第２欄の基準額の①の額を除した額に２分の１を乗じて得た額と都道府県が補助する額から第２欄の基準額の①の額を除した額（ただし、０を下回る場合は０とする）と第５欄の上限額の②とを比較して最も少ない方の額との合計額に第４欄の補助率を乗じて得た額を交付額とする。

（交付の条件）

６　この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

（１）事業の内容の変更（次に掲げるものに限る。）をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ア　建物の設置場所の変更（設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しないものを除く。）

イ　建物の規模、構造又は用途の変更（機能を著しく変更しないものを除く。）

（２）事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

（３）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

（４）事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価５０万円（民間団体にあっては３０万円）以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

（５）厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（６）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

（７）補助金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。

ア　補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第１号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について、証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

イ　補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

（８）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）は、第５号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度６月３０日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

（９）都道府県は、国から概算払により間接補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(10) 都道府県は、間接補助金を交付する場合には、間接補助事業者に対し、次の条件を付さなければならない。

ア　（１）から（６）及び（８）に掲げる条件

この場合において(１)から(３)、(５)及び(８)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(４)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(８)中「第５号様式」とあるのは「第６号様式」と読み替えるものとする。

イ　間接補助事業者が地方公共団体である場合、間接補助金と間接補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第１号様式に準じた様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別

に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

ウ　間接補助事業者が地方公共団体以外である場合、間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金にかかる予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

エ　間接補助事業者は、補助事業完了後遅滞なく、次に定める付保割合を満たす保険又は共済であって、補助金の補助対象である被災施設等を対象として、自然災害（風水害を含む。）による損害を補償するものへの加入義務を負うことについて同意すること。

・中小認定医療機関等にあっては、３０％以上

・中堅認定医療機関等にあっては、４０％以上

オ　実績報告書には、前号で定める保険又は共済への加入を証明する書類の添付を義務付けること。

カ 間接補助事業者は、地震や豪雨といった自然災害に対応する業務継続計画を策定している、または１年以内に策定を予定していること。

(11) (10)により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示をする場合には､あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(12) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(13) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金を受けてはならない。

（申請手続）

7　この補助金の交付申請は、別途指示する期日までに、第２号様式による申請書に関係書類を添えて、厚生労働大臣に提出して行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）

8　厚生労働大臣は、７による申請書が到達した日から起算して原則として２か月以内に交付の決定を行うものとする。

（補助金の概算払）

9　厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

（実績報告）

10　この補助金の事業実績報告は、事業完了の日（６の（２）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日）から１か月を経過した日又は当該年度の翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに、第３号様式による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

事業が当該年度と当該年度の翌年度にわたるときは、この補助金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の４月１０日までに、第４号様式による年度終了実績報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（補助金の返還）

11　厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

12　特別の事情により、４、５、７及び10に定める算定方法及び手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

この補助金について、精算交付申請を行う場合は、別途指示する期日までに、第３号様式に準じた書面を厚生労働大臣に提出して行うものとする。

（別表１）

名　称	定　義
中小認定医療機関等	中小の医療法人等（常時使用する従業員数が 300 人以下）が運営する医療機関及び医療関係者養成所施設
中堅認定医療機関等	上記以外の中堅の医療法人等（常時使用する従業員数が 2,000 人以下）が運営する医療機関及び医療関係者養成所施設

（別表２）

要　　件
① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた医療機関等 ② 令和八年熊本地震の発生日から過去十か年度以内に発生した激甚指定災害で被害を受けた以下のいずれにも該当する医療機関等 ア 当該災害による事業用資産への被災が証明できる医療機関等 イ 当該災害からの復旧・復興に向けて国等が実施した支援を活用した医療機関等 ③ 次のいずれかに該当する医療機関等 ア 令和八年熊本地震の発生日から過去十か年度以内に発生した災害の発生日（当該発生日が令和２年１月２８日以降の災害にあっては令和２年１月２８日とする。）以降、医業収益（医療関係者養成所施設にあっては授業料収入）が２０％以上減少している復興途上にある医療機関等 イ 令和八年熊本地震発生時において厳しい債務状況にあり、かつ、交付申請時において経営再建等に取り組み、かつ、認定経営革新等支援機関に事業計画等について確認を受けている医療機関等 ④ 交付申請時において、令和八年熊本地震の発生日から過去十か年度以内に発生した災害からの復旧又は復興に向けた事業活動に要した債務を抱えている医療機関等 ⑤ 令和八年熊本地震により、施設又は設備が被災し、その復旧又は復興を行おうとする医療機関等 ⑥ 都道府県の医療計画に位置づけられている医療機関（医療関係者養成所施設を除く。） ⑦ 政策医療など地域に不可欠な医療を提供する、災害復旧費の自己負担分の出捐が困難であるため、特に公的支援が必要であると県が認定する、中小又は中堅の医療法人等が運営する保険医療機関（医療関係者養成所施設を除く。） ⑧ 過去５年間の平均の県内での就職率が８割以上であり、かつ、災害復旧費の自己負担分の出捐が困難であるため、特に公的支援が必要であると県が認定する、中小又は中堅の医療法人等が運営する医療関係者養成所施設

（医療機関を除く。）

（別表３）

要　　件
令和八年熊本地震により被災した中小認定医療機関等または中堅認定医療機関等のうち、地域の医療提供体制にとって不可欠な役割を果たしている者であり、その被害規模が別表２に相当するものとして知事が認め、厚生労働大臣が承認する場合

（別表４）

１ 区 分	２ 基 準 額	３ 対 象 経 費	４ 補助率
医療機関施設 公的医療機関施設	厚生労働大臣の定める額	(1) 病院の診療棟、病棟、管理棟、サービス棟等の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (2) 診療所の診察室、処置室、薬剤室、エックス線室等の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負 (3) 病院・診療所の建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 (4) 医療機器 （1品につき500,000円を超えるもの。）	３分の２
へき地診療所	厚生労働大臣の定める額	へき地診療所として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 診療所 ア 診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等 イ 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 ウ 医療機器 （1品につき500,000円を超えるもの。） (2) 医師住宅	２分の１

		(3) 看護師住宅	
政策医療実施機関施設 救命救急センター	厚生労働大臣の定める額	救命救急センターとして必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 病棟 （病室、ＩＣＵ、ＣＣＵ、病棟記録室、処置室、診察室､患者食堂、リネン室、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等） (2) 診療棟 （検査室、照射室、操作室､手術室、回復室、準備室、浴室、診察室、廊下、待合室、便所、暖冷房、附属設備等） (3) その他 （事務室、機械室、自家発電室等） (4) ヘリポート (5) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 (6) 医療機器 （1品につき500,000円を超えるもの。）	２分の１
病院群輪番制病院及び共同利用型病院	厚生労働大臣の定める額	病院群輪番制病院又は共同利用型病院として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 診察室、処置室、手術室、薬剤室､エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室（救急専用病室）、便所、玄	２分の１

		関、廊下、暖冷房、附属設備等 (2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 (3) 医療機器 （1品につき500,000円を超えるもの。）	
救急告示病院	厚生労働大臣の定める額	救急告示病院として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 診察室、処置室、手術室、薬剤室､エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室（救急専用病室）、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等 (2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 (3) 医療機器 （1品につき500,000円を超えるもの。）	２分の１
在宅当番医制病院	厚生労働大臣の定める額	在宅当番医制病院として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 診察室、処置室、薬剤室､エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等 (2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 (3) 医療機器 （1品につき500,000円を超えるもの。）	２分の１
在宅当番医制診療所	厚生労働大臣の定める額	在宅当番医制診療所として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費	２分の１

		(1) 診察室、処置室、薬剤室､エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等 (2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 (3) 医療機器 （1品につき500,000円を超えるもの。）	
在宅当番医制歯科診療所	厚生労働大臣の定める額	在宅当番医制歯科診療所として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 診察室、技工室、エックス線室、待合室、仮眠室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等 (2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 (3) 医療機器 （1品につき100,000円を超えるもの。）	２分の１
休日夜間急患センター	厚生労働大臣の定める額	休日夜間急患センターとして必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 診察室、処置室、薬剤室､エックス線室、検査室、事務室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等 (2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 (3) 医療機器 （1品につき500,000円を超えるもの。）	２分の１

休日等歯科診療所	厚生労働大臣の定める額	休日等歯科診療所として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 診察室、技工室、エックス線室、事務室、待合室、仮眠室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等 (2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 (3) 医療機器 （1品につき100,000円を超えるもの。）	２分の１
時間外診療実施診療所	厚生労働大臣の定める額	時間外診療実施診療所として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 診察室、処置室、薬剤室､エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等 (2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 (3) 医療機器 （1品につき500,000円を超えるもの。）	２分の１
災害拠点病院	(1)基幹災害拠点病院 厚生労働大臣の定める額 (2)地域災害拠点病院 厚生労働大臣の定める額	災害拠点病院として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 病棟 （病室、ＩＣＵ、ＣＣＵ、病棟記録室、処置室、診察室､患者食堂、リネン室、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等） (2) 診療棟 （検査室、照射室、操作室､手術室、回復室、準備室、浴室、	２分の１

		診察室、廊下、待合室、便所、暖冷房、附属設備等） (3) その他 （事務室、機械室、自家発電室等） (4) ヘリポート、備蓄倉庫、受水槽 (5) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 (6) 医療機器 （1品につき500,000円を超えるもの。）	
へき地医療拠点病院	厚生労働大臣の定める額	へき地医療拠点病院として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 検査、放射線、手術部門 （検査室、照射室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、廊下、便所、附属設備等） (2) 病棟 （病室、診療室、処置室、記録室、患者食堂、リネン室、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等） (3) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 (4) 医療機器 （1品につき500,000円を超えるもの。）	２分の１
周産期母子医療センター	厚生労働大臣の定める額	母体・胎児集中治療管理室として必要な部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 周産期専用病棟 （病室、記録室、リネン室、バルコニー、廊下、便所等） (2) 医療機器 （1品につき500,000円を超える	２分の１

		もの。）	
小児救急医療拠点病院	厚生労働大臣の定める額	小児救急医療拠点病院として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費小児専用病棟 (1) 診察室、処置室、手術室、薬剤室､エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室（救急専用病室）、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備、研修室等 (2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 (3) 医療機器 （1品につき500,000円を超えるもの。）	２分の１
在宅医療実施病院	厚生労働大臣の定める額	在宅医療実施病院として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 診察室、処置室、手術室、薬剤室､エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等 (2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 (3) 医療機器 （1品につき500,000円を超えるもの。）	２分の１
在宅医療実施診療所	厚生労働大臣の定める額	在宅医療実施診療所として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 診察室、処置室、薬剤室､エックス線室、検査室、待合	２分の１

		室、仮眠室、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等 (2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 (3) 医療機器 （1品につき500,000円を超えるもの。）	
在宅医療実施歯科診療所	厚生労働大臣の定める額	在宅医療実施歯科診療所として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 診察室、技工室、エックス線室、待合室、仮眠室、便所、玄関、廊下、暖冷房、 附属設備等 (2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 (3) 医療機器 （1品につき100,000円を超えるもの。）	２分の１
がん医療実施診療所	厚生労働大臣の定める額	がん医療実施診療所として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、検査室、がん治療室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等 (2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 (3) 医療機器 （1品につき500,000円を超えるもの。）	２分の１

脳卒中医療実施病院	厚生労働大臣の定める額	脳卒中医療実施病院として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 診察室、処置室、ＩＣＵ、ＳＣＵ、機能訓練室、手術室、薬剤室､エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等 (2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 (3) 医療機器 （1品につき500,000円を超えるもの。）	２分の１
腎移植施設	厚生労働大臣の定める額	腎移植施設として必要な部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 無菌手術室（機械室及び附属設備を含む。） (2)医療機器 （1品につき500,000円を超えるもの。）	２分の１
老人デイケア施設	厚生労働大臣の定める額	老人デイケア施設として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 機能訓練棟、診療棟（機能訓練室、作業・理学療法室、水治療室、電気・温熱療法室、評価測定室、マッサージ室、診療室、休養室、待合室、リネン室、事務室、職員控室、廊下、便所等） (2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 (3) 医療機器 （1品につき500,000円を超えるもの。）	２分の１

共同利用施設	厚生労働大臣の定める額	共同利用施設として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 特殊診療棟 （共同利用高額医療機器設置に必要な特殊診療部門及び建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備） (2) 開放型病棟 （病室、診察室、処置室、患者食堂、リネン室、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等） (3) 医療機器 （1品につき500,000円を超えるもの。）	２分の１
精神科病院	厚生労働大臣の定める額	精神科病院の災害復旧のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度とする。）	(1)地方公共団体及び医療法（昭和23 年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関にあっては、３分の２ (2)(1)に掲げる以外のものにあっては、２分の１
精神科デイ・ケア施設	厚生労働大臣の定める額	精神科デイ・ケア施設の災害復旧のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度とする。）	(1)地方公共団体及び医療法第31 条に規定する公的医療機関の開設者を定める告示（昭和26年厚生省告示第167号）の１及び２に定めるものにあっては、３分の２ (2)(1)に掲げる以外の法人にあっては、２分の１

医療関係者養成所施設 看護師等養成所	厚生労働大臣の定める額	学校又は養成所（寄宿舎を含む。）の被災部分の災害復旧に要する事業費 (1) 工事費又は工事請負費 (2) 看護師等の養成に必要な教材等の費用 （1品につき500,000円を超えるもの。）	２分の１
理学療法士等養成所	厚生労働大臣の定める額	学校又は養成所（寄宿舎を含む。）の被災部分の災害復旧に要する事業費 (1) 工事費又は工事請負費 (2) 理学療法士等の養成に必要な教材等の費用 （1品につき500,000円を超えるもの。）	２分の１
救急救命士養成所	厚生労働大臣の定める額	学校又は養成所（寄宿舎を含む。）の被災部分の災害復旧に要する事業費 (1) 工事費又は工事請負費 (2) 救急救命士の養成に必要な教材等の費用 （1品につき500,000円を超えるもの。）	２分の１
歯科衛生士養成所	厚生労働大臣の定める額	学校又は養成所（寄宿舎を含む。）の被災部分の災害復旧に要する事業費 (1) 工事費又は工事請負費 (2) 歯科衛生士の養成に必要な教材等の費用 （1品につき100,000円を超えるもの。）	２分の１
研修施設 地域医療研修センター	59,600千円	地域医療研修センターとして必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 図書、視聴覚部門 （視聴覚室、図書閲覧室、コピーサービス室、書庫）	２分の１

		(2) カンファレンスルーム (3) 小講堂 (4) 管理部門 （管理室、ロッカールーム、廊下、便所等） (5) 地域情報部門 （地域情報室、相談室）	
研修医のための研修施設	198,700千円	研修棟として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 講義室、討議室、図書・視 聴覚部門（視聴覚室、図書閲 覧室、コピーサービス室）、仮眠室、管理部門（管理室、ロッカールーム、廊下、便所等）、倉庫等	２分の１
病院内保育所	厚生労働大臣の定める額	病院内保育所の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費	２分の１
看護師宿舎	既存面積（１人当たり３３㎡を限度）×１／２×198,300円	病院の看護師宿舎の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費	２分の１
救急医療情報センター	13,100千円	救急医療情報センターとして必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 操作室、仮眠室、機械室、便所、暖冷房、附属設備等	２分の１

（別表５）

１区分	２基準額	３対 象 経 費	４補助率	５上限額
中小認定医療機関等が実施する災害復旧事業	４億円	次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 病　棟 （病室、ＩＣＵ、ＣＣＵ、病棟記録室、処置室、診察室、患者食堂、リネン室、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等） (2) 診療棟 （検査室、照射室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、診察室、廊下、待合室、便所、暖冷房、附属設備等） (3) その他 （事務室、機械室、自家発電室等） (4) ヘリポート (5) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 (6) 医療機器 （1品につき500,000円を超えるもの。ただし、歯科診療所については１品につき100,000円を超えるもの。） (7) 学校又は養成所（寄宿舎を含む。） (8) 看護師等の養成に必要な教材等の費用 （1品につき500,000円を超えるもの。）	３分の２	３億円
中堅認定医療機関等が実施する災害復旧事業	６億円			
特定被災相当の中小認定医療機関等が実施する災害復旧事業	20億円			15億円

特定被災相当の中堅認定医療機関等が実施する災害復旧事業	30億円			

（別表６）

１区分	２基準額	３対 象 経 費	４補助率	５上限額
特定被災中小医療機関等が実施する災害復旧事業	①５億円 ② 13.3 3334 億円	次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 病　棟 （病室、ＩＣＵ、ＣＣＵ、病棟記録室、処置室、診察室、患者食堂、リネン室、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等） (2) 診療棟 （検査室、照射室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、診察室、廊下、待合室、便所、暖冷房、附属設備等） (3) その他 （事務室、機械室、自家発電室等） (4) ヘリポート (5) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 (6) 医療機器 （1品につき500,000円を超えるもの。ただし、歯科診療所については１品につき100,000円を超えるもの。） (7) 学校又は養成所（寄宿舎を含む。）	３分の２	①５億円 ② １０億 円
特定被災中堅医療機関等が実施する災害復旧事業	①５億円 ②20.0 億円			

		(8) 看護師等の養成に必要な教材等の費用 （1品につき500,000円を超えるもの。）		